

## 『神皇正統記』における芸能

我妻 建治

西山松之助博士が定年により本学教授を退任せられるに当たり、その記念号の『紀要』中に一文を草する機会を与えられた。そこで、その一文を、なるべく、西山文化史学に近接した領域のものをと  
思い、いろいろ思案し、例えば「宮座と芸能」などをも思い、一時はそのつもりにもなったのであるが、浅学の筆者にとって、そのようにふさわしい題材を早急に選んでも容易に完成するものではなく、つまるところは、相いも変わらない標記のごときものとはなった。これが、果たして研究論文に  
価するものになるか、内心じくじたるものがあるが、史料解説のつもりで、あえて執筆した次第である。

『神皇正統記』のなかに、次のごとき文章がある。これは、嵯峨天皇条に記載されていて、『神皇正統記』中でも、きわめて著名な文章の一つとなっている。

抑、民を導くにつきて、諸道・諸芸皆要極なり。

古には詩・書・礼・楽を以て国を治むる四術とす。

本朝は四術の学を立てらるゝ事随かならざれども、紀伝・明経・明法の三道に、詩・書・礼を撰すべきにこそ。算道を加へて四道と云ふ。代々に用ゐられ、其職を置かるゝ事なれば、くはしくするにあたはず。

医・陰陽の両道、又これ国の至要なり。

金石糸竹の楽は四学の一にて、専ら政をする本なり。今は芸能のごとくに思へる、無念の事なり。風を移し俗をかふるには、楽よりよきはなしといへり。一音より、五声・十二律に転じて、治乱を弁へ、興衰をしるべき道とこそ見えたれ。

又詩賦・歌詠の風も、今の人の好む所、詩学の本には異なり。然れども一心より起りて、よろ

づの言の葉となる。末の世なれども、人を感じしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐをしへなるべし。かゝればいづれか心の源を明め正に帰る術なからん。(下略)

大変長い引用になった。右は、原文においては、改行のない、一つのパラグラフであるが、ここに引用するに当たって、筆者の行論の便宜のため、あえて六つのパラグラフに分けたことを念のためおことわりしておく。

まず、『神皇正統記』の全体の思想構成を考えた場合に、この文章が、嵯峨天皇条中に記載されていることが、大きな意味をもっていることに注意したい。すなわち、右の文章は、嵯峨天皇が、「幼年より聡明にして、読書を好み、諸芸を習」い、「儒学に明らかに、文章も巧みに書芸に勝れた」広学博覧の天皇であり、さらに顕密両教に帰依した方であったこと、したがって、その政治は徳政を招来したことを叙述して、この治世を聖代として賞揚したあとに叙述されている部分である。そして、北畠親房は、そのように聖天子であった嵯峨天皇の治蹟を賞揚したあとで、「国の主ともなり、輔政の人ともなりなば、」<sup>1</sup>「仏教に限らず、儒道の二教乃至諸の道、賤しき芸までもおこし用ゐるを、聖代と云ふべきなり。」<sup>2</sup>と言って、聖代を現出すべきための儒教的政道論一般にまで言及したあとの叙述が右の引用文なのである。

親房が、聖代を現出すべきための政道論を、とくに、この嵯峨天皇条に叙述したのは、嵯峨天皇と

いう帝王がまさに諸道諸芸に精通した、きわめたる稽古の君であり、そして、この天皇の治世がいわば聖代であったとする評価・見解が少なくとも当代までに一般的に形成されていたことに鑑みてなしたものであったと考えられる。事実、嵯峨天皇の治世は文章経国、漢風讚美の最も顕著な時代ではあったが、重ねて言えば、親房は、そのような聖代を現出せしめた天皇の治蹟の叙述に当たって、まさにその稽古を基本とする政道論をここに附加挿入して論じたものと推察されるのである。

ところで、右の引用文を通して展開されている、親房の政道論とはどのような性質のものであろうか。それは、格別に新奇な性質や親房特有の政治思想を示すものでは必ずしもない、と考えられる。言うならば、儒教的イデオロギーからする、伝統的な、いわば通常の経国済民思想であるとみられるからである。

以下、少しく、右の引用文に関連して、その政道論に言及してみよう。  
まず、右の文章の冒頭に、

民を導くにつきて、諸道・諸芸皆要枢なり。

とある。「民を導く」とは、民を教化するとか、民を徳化するという意味である。そしてそれは、民を治めるとか、民を支配することの儒教における政治の基本的あり方を示すものでもある。すなわ

ち、儒教における政治の第一義は、法刑によって、民を統治したり、支配することであるよりも、徳によって、民を教化し、導く、いわば徳化することであり、これが真の政治であるとするものであるからである。そして、儒教においては、その人民教化、人民徳化の政治の理想型を古代の聖王の政治にみとめ、これをならうべき形で政治論なり、政治思想が存在する。あるいは儒教それじしんがそこに成り立っていると云っている。したがって、人民徳化、教化のため、古代の聖王たちは、さまざまなことを身につけて、さまざまな方法によって、つまるところ徳であるが、これによって政治を行った。政治を行うには、そのようにさまざまなことがすべて重要であることになるわけである。そして、それらのさまざまなことの最も基本的なことが、詩・書・礼・楽である。次に、

古には詩・書・礼・楽を以て国を治むる四術とす。

とある。人民を教化して平天下を実現した古代の聖王とは、堯・舜・禹・湯・文・武・周公ら言うが、これらの聖王は、人民教化の政治を実現するのに、詩・書・礼・楽をもって行ったと言う。したがって、詩・書・礼・楽は、聖王らの守った道であるから、そのような聖王たちの守った道は、人民徳化の政治を志す者にとっては守られなければならない道になるわけである。『礼記』王制篇に、

樂正崇四術。立四教。順先王詩書禮樂。以造士。春秋教以禮樂。冬夏教以詩書。王大子。王子。

羣后之太子。卿大夫元士之適子。國之俊選。皆造焉。

すなわち、詩・書・礼・樂の四術こそが、國を治める者にとって学習の対象となるだけでなく、詩・書・礼・樂の学習によってこそ、國を治める者、民を教化すべき者の教育が完成すると言う。そのように、儒教イデオロギーからすれば、本来、学校とは、詩・書・礼・樂の教育・学習のために設けられるべきであり、したがって、設けられた小学から大学までのすべての学校における教育内容の基本は、この詩・書・礼・樂であることになる。

次に、親房は、日本の古代の学制に言及する。すなわち、ここに紀伝・明経・明法・算の四道を述べて、これが日本の学制、いわゆる大学寮の教科内容であるとする。そして、紀伝・明経・明法の三道に、詩・書・礼が取り入れられて兼修させられたのであろう、とする。

そして、「医・陰陽の両道、又これ國の至要なり。」と述べて、次には、左のごとく、詩・書・礼・樂の一つである、樂論に入る。

金石糸竹の樂は四学の一にて、専ら政をする本なり。

すなわち金石糸竹の楽とは、打楽器、弦楽器、管楽器などの楽器や音楽、いわゆる管弦の楽の総称であるが、この音楽というものは、専ら政の本として存在理由があると言うのである。そして、親房は、『孝経』応要道章の経文から、次の傍点の部分を用いる。

子曰、教民親愛莫善於孝。教民礼順莫善於悌。移風易俗莫善於樂。安上治民莫善於礼。

つまり、音楽は、本来聖人の楽しむものであり、しかもこれによって民心を善導することができる。人を感動させることが深く、それが風俗を移しかえることを容易にする。それゆえ聖王はその教えを明らかにした、というわけである。

さらに、親房は、五声から律呂などの音階及び調子を論じて、ここにおいて、音楽とは「治乱を弁へ、興衰をしろべき道」とまで見られているものであると述べる。すなわち、音楽によって、政治の善悪がわかる、あるいは政治の善悪は楽音に現われるものであるから、政治の治乱や世の興衰は音楽によって知られるということになるわけである。ちなみに、このことは、『礼記』楽記篇に左のごとく明白に示されているので、それを引用してみよう。

凡音者生人心者也。情動於中。故形於声。声成文。謂之音。是故治世之音。安以樂。其政和。乱

世之音。怨以怒。其政乖。亡国之音。哀以思。其民困。声音之道。与政通矣。

ちなみに、このような文章は、「詩經大序」にも見られる。

また、五声について、

宮為君。商為臣。角為民。徵為事。羽為物。五者不乱。則無怙濫之音矣。宮乱則荒。其君驕。商乱則陂。其臣壞。角乱則憂。其民怨。徵乱則哀。其事勤。羽乱則危。其財匱。五者皆乱。迭相陵。謂之慢。如此則国之滅亡無日矣。

さて、親房は、楽の次に、詩歌に言及している。すなわち、親房によれば、結論的には、詩賦・歌詠の風も、本来、政の本であると言っているのである。そして、次のごとく叙述する。

(上略) 一心より起りて、よろづの言の葉となる。末の世なれども、人を感せしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐをしへなるべし。

右のパラグラフは、三つのセンテンスより成るが、その第一のセンテンスは、親房にとっては、お



そらく、『古今和歌集』仮名序の冒頭の左の文を背景において叙述されたものであろう。

やまとうたは、ひとのこころをたねとして、よろづのここの葉とぞなれりける。

また、第二のセンテンスの背景には、左のごとく、同仮名序、さらに真名序があるかも知れないとも思う。

(上略) あめつちをもうごかし、めに見えぬ鬼神をも、あはれとおもはせ、おとこ女のなかをもやはらげ、たけきものゝふのこころをも、なぐさむるは歌なり。(下略) (仮名序)

(上略) 動天地。感鬼神。化人倫。和夫婦。莫宜於和歌 (下略) (真名序)

右の第一・第二のセンテンスについて、さらに言えば、左のごとき、「詩經大序」が背景にあるかも知れない。すなわち、「在心為志。発音為詩。情動於中。而形於言。」とか、「動天地。感鬼神。莫近於詩。」などがそれである。たしかに、親房が、これらの詩歌論の背景のなかに、『古今和歌集』の仮名・真名両序があったであろうことは、親房じしんが『古今和歌集』の注釈『古今集集注』を著わしている事実からも推察することができるが、「詩經大序」まで広げて参考にしていないとは、これだ

けでは即断ができないであろう。ところが、第三のセンテンスの辭句をみるかぎりでは、ここでは左のごとく、おそらく「毛詩正義序」を参考にしていたであろうことを想定することができる。「毛詩正義序」の冒頭に、

夫詩者。論功頌德之歌。止僻防邪之訓。雖無為而自発。(下略)

とあるが、これは、第三のセンテンスの「僻をやめ邪を防ぐをしへ」の辭句そのままに当たるであろうからである。すなわち、親房においては、詩歌とは、風俗を察し、人心の邪正を知り、人倫を和ぐる媒となり、もって人民徳化の政治の基本になるものであるとされている。しかし、このことは、親房固有の考え方では決してなく、いづれも、本来的には『毛詩』を編纂した孔子の趣旨であり、儒教の基本的考え方であるわけである。

以上のように、親房は、さきには、詩・書・礼・楽を述べ、ついで、日本の学制における紀伝・明經・明法・算の四道、次いで医・陰陽の二道、さらに、音楽、詩歌に言及して、これらを、いづれも、民を教化する政治の要枢であり、基本であるとしているのみならず、政治の基本、人民教化の道として、その学問、音楽、詩歌の存在理由を提示しているのである。

右の親房の諸道諸芸に対する考え方、学問や音楽、詩歌についての、いわば政治的とらえ方は、親

房じしんの考え方であることは言うまでもないが、再言すれば、それは、まさに儒教における最も基本的考え方からなされたものであると言えるであろう。

二

前節において、親房が「民を導くにつきて、諸道・諸芸皆要極なり。」として述べている、学問論、音楽論、詩歌論などについて、その概要を略述した。そして、これら、親房の考え方は、いずれも儒教的イデオロギーを背景とするものであることをおおよそ指摘した。

さて、右のような、詩・書・礼・楽などをはじめ、学制の四道、医・陰陽の二道、音楽、詩歌についての叙述を一覧すると、ここにおいて親房は、これらのうち、とくに音楽と詩歌についてやや意識的に詳述していることが指摘できる。すなわち、それは、これらの「諸道・諸芸」についての親房の基本的な見解、いわば、儒教的経国済民思想にもとづいた見解を明言したにもかかわらず、親房が、その「諸道・諸芸」の現実の様態について、とくに音楽と詩歌の当代における現状について、これを観じたとき、いささか批判的になり、内心に慨歎せざるをえない状況があつてそうなのである。そして、その現状の音楽、詩歌に対して左のごとく述べた親房の感想記事は、このことを少なからず吐露しているものとみることができらるであろう。

(1) 金石糸竹の樂は、四学の一にて、専ら政をする本なり。今は芸能のごとくに思へる、無念の事なり。

(2) 又詩賦・歌詠の風も、今の人の好む所、詩学の本には異なり。

右をあえて現代語訳すると、次のごとくなるであろう。

(1) 金石糸竹の樂は、(詩・書・礼・樂) 四学の一つであつて、(風俗を移し易え、民心を善導するので) 専ら政治をなす根本のものである。(ところが) 今の世の中では、(これを) 芸能のように思っているが、(これは思慮のないことであつて、まことに) 遺憾のことである。

(2) また、詩を賦し、和歌を詠む風も、今の人の好むところは、専ら、風流遊興のためで、(本来的な、風俗を察し、人心の邪正を知り、人倫の媒となるといふような毛詩の本旨)、詩学の本旨には異なるものとなつてしまつた。

右についての解説はもはや不要であろうが、端的に言えば、(1) 本来政治の本であるべき音楽は、今日では芸能のごとく思われ、(2) 本来政治の本であるべき詩歌が遊興の具になると、親房は、当代の音楽や詩歌について、これを批判しているのである。そこで「芸能」とは一体どういう意味をもつものであろうか。次にこれを、その原義にさかのぼつて、少しく考えてみよう。

「芸能」については、その原義からはじめて、現代的語義にいたるまで従来多くの研究者により、各種の定義がなされているので、それを、ここでは参考にさせてもらうことにする。<sup>(註)</sup>

「芸能」について、例えば、『新潮国語辞典』によると、(一)学問と技能、(二)芸に長じた才能、(三)演劇・歌謡・音楽・舞踊・映画などの総称、(四)芸事、(五)民俗芸術、となる。

これらの「芸能」は、「芸能」の内容を、歴史的に古い順から羅列したものである。今日的には、これらのうち、(三)が「芸能」の内容として一般化されているものとみられるであろう。

さて、以下、少しく「芸能」の語義について述べようと思うが、まず、「芸能」という語は「芸」と「能」の二字からなる。「芸」は、その意味においては「芸、文也。」(『伝』)、「芸、才也。」(『礼記』注)、「芸、謂多才也。」(『集解』)であると言う。すなわち、「芸」の意味は、文、才、多才であることになる。そして、「芸」は、その内容においては「六芸」が最も代表的であろう。「六芸」とは、「礼・楽・射・御・書・数」である。すなわち、ここにおいては、「芸」とは、「六芸」とそれに通じた「ワザ」を総称するものとなるであろう。「六芸」とは、今日的なことばで端的に言えば、経史をはじめとする学問と音楽と弓馬である。したがって、「芸」とは、学問、音楽、そして、弓馬と、こ

れらに通達した「ワザ」を総称するものと言うことができる。そして、「六芸」とは、古代中国において、士・大夫など、つまり、国を治める者、官人の身につけなければならない必須の教養であり、「六芸」を身につけることによって、はじめて国を治めるべき士・大夫としての教養が全きをうるというわけである。直言すれば、「六芸」とは政治を行うための道でもあるわけである。そして、このような「芸」の意味・内容は、古い時代には、一般的に過不足なく通用するものであると考えられる。

次に、「能」についてであるが、この意味は、「能士者、材芸也。」(『荀子』注)、「三日挙賢。四日使能。」(『能、多才芸者。』(『周礼』注)、「能者、有道芸者。』(『周礼』注)などであり、いずれも、「芸」とそれほど異ならない「ワザ」の意味をもっている。そして、その内容も、「能者、有道芸者。」(『周礼』注)に対して、『周礼』疏において「道芸、謂六芸。」とあるように、ほぼ、「芸」と同様の内容、すなわち、学問や音楽、そして弓馬であることになるのである。したがって、「芸」と「能」とは、全く異なった意味では論ぜられないものと考えられるわけである。

次に、この「芸」と「能」を二字にした「芸能」の語についてであるが、その代表的例は、「至今即位。博開芸能之路。悉延百端之学。」(『史記』亀策伝)である。

このように見ると、「芸能」の意味・内容は、「芸」や「能」のそれぞれの意味・内容と近く関連し、遠く外れることはないように考えられる。少なくとも、中国においては、「芸能」とは学問や音楽や弓馬を内容とし、しかもそれらが、官人、士大夫の教養として政治の本として身につけなければなら

ない「ワザ」の意味をもつものとして考えられていたことになるであろう。

日本における「芸能」語も基本的には、右と大差なく用いられたようである。例えば、

吉備大臣入唐。習道之間。諸道芸能。博達聰慧也。唐土人頗有耻気。〔江談抄〕第三雜事「吉備入唐間事」

一、諸芸能事。第一御学問也（中略）第二管弦。〔禁秘抄〕上

このような「芸能」の内容は、学問や管弦などをはじめ、諸道・諸芸といわれる、さまざまなものを含むわけである。また、『古今著聞集』十に、「昔ハ雌雄ヲ決シテ、芸能アラハルルニ付キテ、昇進ヲモツカウマツリシ」とあるが、この「芸能」は、「馬」の芸、すなわち、「六芸」の「御」を指しているのである。

右のように、簡単ながら「芸能」についての端的な用例を挙げたが、これら「芸能」についての日本の理解は、中国における場合と殆ど差異のないものであると考えられる。すなわち、「芸能」とはもともと学問、音楽、弓馬などを指し、そしてそれらは、本来的に、貴族官人たちの国の治めるためには、どうしても身につけねばならぬ必須の基本的教養であるということになる。

## 四

前節において、「芸能」という文字の意味、さらに「芸能」の具体的内容について、一応の概要を述べたが、ここでは、もとにもどって、『神皇正統記』に見られる「芸能」、いわば、親房の「芸能」に言及して見よう。

先にもあげたように、親房は、

金石糸竹の樂は、四学の一にて、専ら政をする本なり。今は芸能のごとくに思へる、無念の事なり。

としている。

すなわち、親房によれば、音楽——あるいは、管弦と言った方がよいかも知れないが——は、詩・書・礼・樂の一つである、これは、本来、風俗を移し、人心を和らげるので、まさに政治の根本となるべきものである、ところが、近ごろでは残念ながら、「芸能」のように思われるようになった、と言っているのである。



「芸能」とは、本来、政治のために政治を行うべき貴族官人の身につけるべき教養を意味し、「音楽」は、この意味で「芸能」である。にもかかわらず、親房においては、「芸能」とは、その本来的政治目的を失ったものを意味し、政治のためにという目的なり、価値なりを失った音楽を、ここで「芸能」と言っていると考えられる。すなわち、音楽は、政治の根本にあるべきものであるが、政治の根本であるべきことの失われた音楽はもはや「芸能」であると言うわけである。

したがって、親房においては、「芸能」の辞句は、ここでは本来的伝統的意味で使用されていない、むしろ、本来的伝統的な政治の根本という意味あいのないものを「芸能」と呼び、そしてそのようななくなってしまった音楽のあり方を慨歎する、あるいは、そのような「楽」の大本を忘れてしまっていることを「芸能」と呼んで無念とするのである。また、親房は、

詩賦・歌詠の風も、今の人の好む所、詩学の本には異なり。

と言うが、これも同様のことを言っていると考えられる。すなわち、詩歌というものは、政の根本である、ところが現代の詩歌は、詩学でいう、政治のためという本来的な目的を失って、専ら風流遊興のためのものになってしまったと言うわけである。

このように「芸能」を見ると、この「芸能」には、全く相反した意味があることになる。

すなわち、「芸能」には、(1)政治を行う根本であるという意味をもつ場合と、(2)政治を行う根本であるという意味を持たず、むしろ、「好む所」あるいは遊興の意味を背景に持つ場合とがあるわけである。例えば、音楽で言えば、(1)政治を行うためのものとしての「音楽」は「芸能」であり、一方、(2)遊興や嗜好のためのものとしての「音楽」は「芸能」に入ると言うことになるのである。

そして、この二つの全く相反した概念をもつ「芸能」は、どのようにして成立したか、というところ、(1)の本来的「芸能」が政治目的を失って、漸次並行して(2)の「芸能」が成立して来たと考えられる。

すなわち、儒教的律令制的価値観のもとに、(1)の「芸能」観が成立、存在し、存続したが、漸次うすれてその政治性を失って行ったであろう。しかし、室町時代でも、江戸時代でも、公家の世界や、儒教的価値を認める公の世界、表の世界では存続する。例えば、鎌倉時代から室町時代にかけて著わされた、『躰源鈔』や、『教訓鈔』、さらに『続教訓鈔』などのような、伝統的な音楽を保持し、存続せしめる家々の人たちの著作とに、いづれも、伝統的公的音楽観をもって、その政治的価値を表現している様子が展開されているのである。

一方、(2)は律令制的公的価値観がくずれて行く過程で「芸能」の内容たる音楽・歌舞・遊戯などがそれぞれ自立し、独立にその存在理由を見出して行く形で成立したものと考えられる。そして、親房の音楽観などは、その転換点、ないしは接合点に位置するものであるかも知れない。すなわち、親房においては、「芸能」という辞句には、すでにその儒教的政治的価値にもとづく意味がなくなってい

るが、音楽それ自体には本来的な伝統的な政治主義的な存在価値を持たせようとしているからである。それでは、「芸能」が、学問などから分離し、もっぱら、音楽、歌舞、遊戯などを示す語句にいつごろなったか、という点、その最も古い例は、『兵範記』仁安二（一一六七）年十一月十五日条であると言われる。すなわち、ここでの「芸能」は、今様、朗詠、舞などがその内容となっているからである。したがって、このような(2)の「芸能」の語義は、十二世紀ころから現われ、漸次多用されるようになったと推察される。そして、親房においては、「芸能」とは、学問などとは全く異なるものとしての理解のもとに使用されていることになるわけである。

さて、このような、(2)の「芸能」の語の多用化、一般化は、根元的には、学問、管弦、詩歌、そして弓馬などが、政治の根本であるという本来的伝統的考え方がくずれることによつてなされたことになるが、それでは、そのような、学問や管弦や詩歌が政治の根本であるという考え方がくずれるのはいつごろであろうか。このことは容易に説明することはできない。これは、およそ思想に関することであるから、史料的に初例は何年であると言うように、簡単にはつきとめることはできない。しかし、律令制的価値観がくずれる過程で現われて来たものであろうとは想定するに難くはない。すなわち、鎌倉の末期、親房の周辺の人たちまで降ると、いろいろこれに答える史料を散見することができるからである。もちろん、親房の「芸能」の語の使い方や、音楽観、詩歌観はその一つの表われである。また、鎌倉の末期の『野守鏡』の著者六条有房などの考え方もその一つであろう。有房が、『野守鏡』

において批判したのは、当面京極家の和歌だとも言われるが、しかし、有房は、音楽、詩歌については伝統的な価値観を保持し、自由で、感興の趣くままの、いわば「好む所」に従う音楽、詩歌などを徹底的に批判しているのである。彼にとっては、当時一般化しつつある「芸能」に対して、伝統的立場からこれを批判し、国を治むる根本のもの、民を治めるためのものとしての音楽、詩歌を主張しているからである。

一方、親房と同時代の吉田兼好は、国を治める本としての「芸能」を批判し、新しい「芸能」のあり方を支持する傾きのある文章を『徒然草』第百二十二段の中で述べている。

〔上略〕詩歌に巧みに、糸竹に妙なるは、幽玄の道、君臣これを重くすといへども、今の世には、これをもちて世を治むる事、漸くおろかなるに似たり。〔下略〕

すなわち、兼好によれば、詩歌や音楽は、これに習熟し、身につけるのは結構である、しかし、古い時代にはこれによって、政治の本、世を治める基本としたが、当今の世においては、これによって世を治めるなどということは愚かなことといってもよくなった、と言うのである。これは、詩歌や音楽についての伝統的政治的価値観批判の表現となるであろう。このような兼好の詩歌や音楽についての考え方は、当時まだ、儒教的伝統的価値観によって、すなわち、政治の根本として、詩歌や音

楽を観じ、とらえる、いわば保守的な考え方が見られていたから、これに対する批判の意味をふくめて表現されたものであるうと思う。

ともあれ、親房においては、「芸能」は、すでにその本来的な語の意味を失っていたと見られる。しかも、親房は、音楽や詩歌を、経学、史学などとともに、すべて政の本であり、民を導き、世を治める根本であるという考え方を持っていたが、この時代においては、漸次、音楽も詩歌も、民を導き、世を治めるためのものとしての認識のもとに習い、演ぜられるものでは、もはや、なくなつて来ている、いわゆる「芸能」になつて来ていることに鑑み、あえて、国を治め、民を導く根本としての音楽観、詩歌観の再認識を目的としていたのであるうと考えられる。そして、このことは、親房にとっては、結局、鎌倉時代から南北朝期にかけての乱世、乱政をおさめて正しい姿にかえす、一つの方途でもあつたと考えられるからである。

以上、『神皇正統記』における芸能は、大変紆余曲折を経、さらに竜頭蛇尾のごとき冗長なものとなつてしまつた。ただ、ここにおいては、せめて、『神皇正統記』研究の一コマともなり、また、日本芸能史の一コマにもなる点があればと、念願するものである。

註 折口信夫『日本芸能史六講』第一講（昭和十九年、三教書院）、林屋辰三郎『中世芸能史の研究』序説（昭和三十五年、岩波書店）、芸能史研究会『日本芸能史』第一巻古代・中世編序章（一九八一年、法政大学出版局）。